

運営会議（旧 まちの課題整理プロジェクトチーム）における
課題整理状況
（第43回 全体会 資料）
2024/12/4

分冊⑤
【移動に関するプロジェクトチーム】

- ・第35回全体会（令和2年12月）にてプロジェクトチームのまとめ報告およびプロジェクトチーム終了の承認。
- ・第36回全体会（令和3年6月）にてプロジェクトチームの最終報告書を札幌市ホームページに掲載することを確認。報告書については各地域部会等で活用していくことを依頼。残された課題解決へ向けての検証の場を協議会の中に持っていくことを承認。
- ・第40回全体会結果（令和5年6月）にて、さっぽろ障がい者プランの改訂へむけて、自立支援協議会よりプラン策定に関わる課題等について提言を札幌市施策推進審議会計画検討部会にて行っていくということを共有した。

※課題No. 下の（ ）内は課題提出年度

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
41 (H26)	高次脳機能障害の方の日常活動について、送迎の無い事業所への通所に、移動支援を利用できるようにしてほしい。高次脳機能障害は脳の損傷箇所によって非常に特異的な症状が現れるため、新しい道順を覚えることが極端に難しい場合がある。通所の訓練のため、個々の状態に合わせた期間の移動支援利用を認めてもらいたい。（東区24）	移動支援の対象者及び対象となる外出範囲を拡大してほしい。	【課題整理済】 ・「移動」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェクトチームとして解決への方向性（案）を検討した結果、今後はその案をもとに別に検討会議を設けるか、あるいは大学等の機関にも協力してもらい、移動に関する課題について一体的に解決に向けて方向性を整理する予定。 ・平成28年度、「障がいのある方の移動の支援に関するアンケート」を委託相談を対象に実施。 ・運営会議内に移動に関するワーキングチームを設置することを決定。活動内容は主に課題整理と課題解決へ向けての方向性の提案とする。ワーキングチームからの提案内容については、運営会議で検討する。活動期限は、まちづくり推進会議への課題の提案と次期障がい者プランの見直し、方向性の提案を行うまで。（平成30年6月運営会議にて、チームメンバー等決定）	・第28回札幌市自立支援協議会全体会で、移動に関する課題についての重点項目などが承認され、移動に関する全市的検討会の設置を新「さっぽろ障がい者プラン」に盛り込むよう働きかけ。 ・福祉のまちづくり推進会議で、自立支援協議会から出ていた課題について取り上げられないかという議論がされたが、具体化には至らず。（No.18と26にも関連の記載あり） ・運営会議（H30.12）にて移動に関するプロジェクトチーム立ち上げに向けてのワーキングチームよりプロジェクト趣旨、構成員について提案。プロジェクト立ち上げを運営会議にて決定。第32回全体会でプロジェクトチームの承認を目指す。 【令和元年度】 ・第32回全体会（R1.5月）にて、移動に関するプロジェクトチームの設置承認。障がいごとの移動に関する聞き取り調査、課題整理等を行い、障がい者プランへの提案を目指す。 ・移動に関するプロジェクトチームで、障がいのある方の移動に関する課題、移動の際に工夫していることを把握するため、移動に関するアンケート調査を実施し、「さっぽろ障がい者プラン2018」改定に提案。 【令和2年度】 ・令和元年度に行なった移動に関するアンケート調査のまとめをし、改めて移動課題についての整理を行なっている。福祉のまちづくり推進会議にプロジェクトのまとめを報告。 ・第35回全体会（令和2年12月）にて移動に関するプロジェクトチームのまとめ報告及びプロジェクトチームの終了について承認。残された課題については、運営会議にて継続検討とする。	主：移動 副：支援 技法・障害特性

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
41 (H26) つづき				【令和3年度】 ・第36回全体会（令和3年6月）にて、移動に関するプロジェクトチームの最終報告書を札幌市のホームページに掲載することを決定。今後も報告書については、移動に関する困り事や工夫について周知するときに結果を利用することを依頼。残された課題について解決へ向けての検証の場を引き続き運営会議や自立支援協議会の中に持っていくことを承認。 ・第37回全体会（令和3年12月） 移動プロジェクトの成果（報告書）については運営会議で継続的に確認。各地域部会でも活用してもらうように地域部会連絡会で報告・依頼している。報告書の内容についても協議会会長で引継ぎがされ、障がい者プランで検討してもらえるものは検討してもらうように働きかけていく。 【令和4年度】 ・第39回全体会結果（令和5年12月8日） 移動プロジェクトチームの取組結果をさっぽろ障がい者プランに提言することについて承認される。 ・運営会議結果（令和5年3月16日） 「札幌市自立支援協議会における障がいのある方の地域生活におけるこれまでの地域課題と協議会での取組み」として、協議会の提言・意見、取組み内容を令和6年度改正予定のさっぽろ障がい者プラン策定検討に関わる障がい福祉課担当部署に提出した。 【令和5年度】 ・第40回全大会結果（令和5年6月21日） さっぽろ障がい者プランの改訂へ向けて、自立支援協議会よりプラン策定に関わる課題等について提言を札幌市施策推進審議会 計画検討部会にて行っていくということを共有した。 ※令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。その中の障がい者計画の基本施策1に「バリアフリー環境の整備」が示された。建築物のバリアフリーや移動のバリアフリーについての新規事業がいくつか示されている。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf ※また、福祉のまちづくり推進会議においては、札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂など、バリアフリーに関する検討がすすめられた。 https://www.city.sapporo.jp/fukushi/suishin/shiryou/shiryou.html ⇒協議会から提言された内容について、一部取り上げられている現状がある。	

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
5 (H24)	養護学校からの帰りに、児童デイに通わせたいが、家族が仕事などで送迎することができないため困っている。私的契約で送迎サービスを行っている児童デイの事業所は少なく、あったとしても既に定員がいっぱいである。一方、福祉輸送サービスだと割高で利用できない。（東区5）	●障がい児の通学・通所に利用できる送迎サービスの充実を図る。 ●移動困難者への支援をより重点的な課題ととらえ、障がい分野以外（教育分野など）とも連携し、解決策を検討する。 ●児童デイサービス事業所のあり方について本質的な議論を行う。	【課題整理済】41の見解と同じ ・福祉の問題、教育の問題という分け方ではなく、また普通教育と特別支援教育の問題と移動の確保の問題は別の問題。 ・福祉と教育の現場レベルの意見交換があってもよい。プロジェクトを作って現場レベルの担当者が非公式で話し合っても良いと思う。子ども部会でも同様の問題が出ている。 ・No.11の学内のボランティアの問題も含め、考える。 ・石狩管内特別支援教育ネットワーク連絡協議会には、障がい別（視覚、聴覚、知的、肢体不自由（旧札肢ネット）、病弱）と地域別（東、西、南、北）に部門を分けて関係機関との連携構築などに取り組んでいる模様。 ⇒教育と福祉の連携に係る課題検討会を立ち上げて課題整理を行った（25年度実施、26年度から子ども部会にて引き継ぎ検討。また移動に関する課題の一つとしても、41の見解のとおり検討も進める）	【東区との意見交換結果】 ・学校の敷居が高いと感じている。実現したら連携が進むのではないかと期待している。 【参考】 ・障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、障害福祉サービス等の情報公開制度が創設。項目に「利用者の送迎の実施」があり。 ・運営会議（H30.12）⇒No.41の記載と同様 【令和元年度～令和5年度】 ・No.41の記載と同様。	主：移動 副：教育

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
9 (H24)	・移動困難者の通学・通勤・通所が保証されていない。 ・東区は地下鉄沿線外の移動（交通）が不便である。（東区9） ※個別ケースのため詳細は記載しません。	●障がい者の移動の自由を確保するため、移動支援事業の対 象要件の見直しを検討するとともに、送迎付きの事業所が増 えるような施策を検討する。 ●現行の障害程度区分認定のしくみを見直す。 ●障がい程度区分認定調査員のスキルアップを図る。	【課題整理済】41の見解と同じ 東区だけの課題ではなく、全市的な課題と認識されるた め、以下の流れで、課題解決や情報共有を進める。 【第1段階】 各区地域部会が、各部会の開催時等できるだけ速やかに、 各区で障がい者の通勤・通所に関して課題になっていること 及び各区またはある地域で工夫している事例を集め、まちの 課題整理プロジェクトチームへ報告する。 【第2段階】 まちの課題整理プロジェクトチームが、上記課題及び工夫 点を集約して、それぞれの課題について、解決策を考える部 会ごとの役割分担を行い、課題及び解決策をまちの課題整理 プロジェクトチームがまとめて、協議会全体で共有及び全体 会（運営会議）に報告する 想定される課題は、移動支援の要件、交通費助成、各事業 所や地域での工夫、実際の対応など ※通学の課題は「福祉と教育の私的勉強会」に委ねる	・地下鉄沿線外等、本人のみならず、環境が原因となっていることも大き い。 ・通所の送迎加算は通所人数に応じて設定されているが、送迎1件あたりに 平均しても150円。 ・雪国という事情も勘案して特区があってもよいのではないか。制度の話 ではあるが、国に訴えていく要素もある。 【令和元年度～令和5年度】 ・No. 41の記載と同様。 【参考】 ・札幌市では、令和4年度から、重度の障がいのある方の雇用の促進を図 ることを目的に、重度の障がいのある方の通勤支援や職場等における支援 を実施するため「札幌市障がい者就労支援事業」が開始された。 （令和6年4月一部改正）支援計画書作成支援費について追加 https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/syurou/zyuudosyougaisyasyuurousien.html	主：移動 副：教育

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
16 (H24)	障がい児の通学に関して、移動介助が必要なケースに対する支援の必要性。（東区16） ※個別ケースのため詳細は記載しません。	●市に、移動支援事業の拡大、その他の施策の実施、ガイドラインの柔軟な運用を求める。 ●移動困難者への支援をより重点的な課題ととらえ、障がい分野以外（子育て分野など）とも連携し、解決策を検討する。	【課題整理済】41の見解と同じ	【令和元年度～令和5年度】 ・No.41の記載と同様。	主：移動 副：教育
19 (H25)	障がい児の通学に関して、移動支援が必要なケースに対する支援の必要性。（相談1） ※個別ケースのため詳細は記載しません。	・移動支援の通学利用に関わる利用条件が限定的。 ・経済的に負担の少ない通学に使える移動支援の社会資源がない。	【課題整理済】41の見解と同じ	【令和元年度～令和5年度】 ・No.41の記載と同様。	主：移動 副：教育
48 (H26)	現在、就労継続B型事業所に通所しているが、冬期間、雪で外出が困難になるために利用が難しいとの相談があった。事業所から最寄りの駅まで送迎を行っているところはいくつかあったが、自宅からの送迎は殆ど行われていない。生活介護事業所も自宅からの送迎をしているところはいくつかあったが、相談者宅からだとなかなか。ぬくもりサポートも検討しているが、ボランティア登録者が近くにいない為難しい。タクシー1メートルで行ける事業所も探したがなかった。（相談17）	電動車椅子の方への冬期間の外出支援について	【課題整理済】41の見解と同じ	【令和元年度～令和5年度】 ・No.41の記載と同様。	主：移動

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
62 (H26)	移動支援の身体介護有・無は不要ではないか。 身体介護有・無の基準は食事・排泄に介助を要するか否かとなっているが、それは居宅内における基準であり、実際に外出した際は、トイレの設備が整っていないかったり、人混みだったりと身体介護無の方でも身体介護を必要とする。 また、身体介護無で認定を受けている新規利用者のため、事業所を探す際、「身体介護は有ですか？無ですか？」と聞かれる事が多く、移動支援サービス事業所につなげるのが困難な状況になっている。（東区）	移動支援の対象者は、外出の際に必ず身体介護が必要となることから、身体介護有・無という基準は必要ないのでは。	【課題整理済】41の見解と同じ ・身体介護無で受けてくれる事業所が少ない～単価が違う ・地区担当の調査は自宅での状況～外出時は異なる ・身体介護有無の基準が、自宅と外出時で異なることを反映できない	【令和元年度～令和5年度】 ・No.41の記載と同様。	主：移動
83 (H28)	40代男性、両下肢機能全廃（中途障害）。ごく短距離であれば屋内で壁や手すりを使って伝い歩きする事はできるが、段差の移動は困難。スボーツタイプの車いすを自走して日常的に外出しており 屋外移動の交通手段として公共交通機関も利用している。そんな本人の声。 ・『車いすマーク』の付いた路線バスがあるが、車いすの人が普通に利用できるわけではなく、バスの営業所に利用の予約を入れて、車両にスロープを積み込んで置く等の依頼をしないと利用できない。バス停で、他のお客さんとバスの到着を待っていて、車いすマークのバスが来ると、他のお客さんは私に「乗らないのですか？」と声を掛けてくれるが、「予約したバスじゃないよ乗れないんです」と説明すると、皆不思議そうな顔をする。でも、それが普通の感覚なのだと思う。車いすマークが付いているのに車いすが乗れないバス。路線バスの車いすマークはいったい何のために表示しているのだろうか。また、状況によっては予約した路線バスの到着時刻に自分が間に合わない事もあって、そうなるとまた予約を入れ直さなければならない。 路線バスに簡易式スロープを常備するなど、車いすの人、いつでも、どこでも路線バスを使えるようにすることはできないのだろうか。【相談】	【課題】 車いすの方が路線バスを使う時の困りごと 【考えられる解決策】 ・各バス会社への依頼（行政、関係機関、団体） ・積極的に簡易式スロープ購入費用の割引 ・バス会社にスロープの使用方や介助方法のレクチャーができるような機会 ※地域づくり委員会への相談の可能性を含む 【同様のケース】 ・予約してないことを理由に、乗車を拒否され、営業所に差別を訴えた ・当事者団体が事例を持っていないだろうか？ ・1日のスケジュールを全部決めて予約しなければならぬ。トイレに行くだけで、予約したバスを逃してしまうこともある ・交通局に問い合わせをしたら録音されるので、そういう声を残しては	【課題整理済】41の見解と同じ 障がい福祉課のバリアフリー担当に報告。検討結果のフィードバックを。	どのような検討結果だったのかのフィードバックの内容は不明。 2019年度立ち上がる移動に関するプロジェクトチームで改めてこの課題について考えていく。 【令和元年度～令和5年度】 ・No.41の記載と同様。	主：移動

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
92 (H28)	移動支援について 公共交通機関が利用できない障がい者、公共交通機関だけでは目的地に行くことができない障がい者は、ヘルパー等が運転する車で目的地に行くしかなく、有償運送契約を締結して、移動支援制度を利用している。 ヘルパーが運転する車を利用し目的地まで移動した場合、車を運転をしている時間は、常時支援が行える状態にはないとの理由で、移動支援の算定対象にならないとされている。【東区】	障がい者にとっては、ヘルパーが車を運転すること自体支援と言えるのであり、障がい者が、有償運送契約と移動支援の二重に負担する制度を軽減してほしい。 また、利用者が固定していることで、実際に利用したいときに使えないことがある。 特に、冬場は最寄駅までの移動も難しく、札幌の特性として、冬場だけでも運転する時間を算定対象として認めてもらいたい。	【課題整理済】41の見解と同じ	【令和元年度～令和5年度】 ・No.41の記載と同様。	主：移動
93 (H28)	就労継続支援事業所の送迎について 就労継続支援事業所に通所する場合、利用者の通所のための送迎をしている事業所は少なく、通所に移動支援も利用できないため、障がい者は事業所に通所できずに困っている。【東区】	障がい者の社会参加を促すため、多くの就労継続支援事業所が利用者を送迎できるようにしてほしい。 家族の支援が得られず、自力で通所（外出）ができない障がい者は、引きこもりが常態化してしまう。事業所が送迎してくれるようになれば、障がい者の引きこもりが減っていくはず。 事業所が送迎しない理由などについてアンケートを実施し、事業所が抱える課題を探ってみてはどうか。	【課題整理済】41の見解と同じ	【参考】 ・平成30年度報酬改訂の際に、就労継続支援A型については、自ら通うことが基本であることを再度徹底。 【令和元年度～令和5年度】 ・No.41の記載と同様。	主：移動

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	だれ なに こそ 誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	だれが なに 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
97 (H28)	23歳女性、知的障がい、療育手帳B、障がい支援区分4。 移動支援（身体無）の支給決定済。1事業所がサービス提供を実施していたが、提供日数が減少。新たに事業所を探すこととなり、A事業所がサービス提供可能となる。顔合わせの際、A事業所側から、区分4を理由に、行動援護への切り替えを強く進めるような発言を何度もされる様子が見られたが、本人の現状等の説明をし、A事業所も納得した上で契約。その後2度ほどサービス提供実施。しかし、その後、年末年始のサービス提供について、回数を増やせないかという相談を、当相談室からしたところ、このまま移動支援（身体無）の支給では報酬的に採算が合わないで、せめて移動支援（身体有）、もしくは行動援護への切り替えを進めて貰うか、できればサービス継続は難しいとの返答をもらう。結果として、契約解除となった。A事業所側の対応については日弁連でも事例としてあげているが、そもそもの報酬単価の低さについても課題であると感じている。【相談】	【課題】 移動支援（身体無）の報酬単価について 【考えられる解決策】 移動支援（身体無）の報酬単価の見直し。	【課題整理済】41の見解と同じ	【令和元年度～令和5年度】 ・No.41の記載と同様。	主：移動

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
77 (H27)	・電動車イスで夏場は一人で移動可能だが、冬場の移動については支援を要する。しかし、通所や仕事に行くことを考えると移動支援は利用できない。 【現状の対処】 ・まだ通所していないため直面していないが、移動手段がないため、「雪がある間はあきらめる」というのが今のところの結論。 ・対応する事業所をさがしている。 【意見】 ・移動と就労の2つの課題がある。 ・ぬくもりサポート事業や身障協会のボランティア活用 ・元気スキルアップセミナーや生活就労支援センターすてっぷの活用。 ・ぬくもりサポート事業の利用料金やボランティアの交通費負担が懸念される。就労先によっては交通費として支給されるかもしれないが、あまり期待はできないのでは。 (清田区)	【課題】 移動に制約のある方の就労支援。 【取組提案】 移動支援の通勤時の利用への拡大	【課題整理済】 ・移動支援だと移送で費用がかかる 通勤に関しては福祉が担うべきかの疑問も 福祉サービスが拡大すると、インフォーマルのサービスが 無くなってきている 高齢障害者雇用促進機構の助成金も見直し必要では 就労支援事業所でも介助や医療的ケアの必要なケースは受けられる職員数の限界やトイレの数等の限界がある 介助については、される側とする側の関係性になってもしまう ・就労部会への情報提供	【参考】 ・平成30年度制度改正により、就労移行支援については、通勤のための訓練を実施と、基準省令に明記された。 【就労支援推進部会】 平成30年度までは部会での継続審議課題ではあるが、新たに移動に関するプロジェクトチームが設置された際には、プロジェクトに課題を移行し検討する事を提案。 【移動に関するプロジェクトチーム】 平成30年4月よりプロジェクトチーム設置。障がい種別における移動に関する課題について調査・分析を行った。移動に関するプロジェクトチームの動きについては、No. 41の記載を参照。 【令和5年度】 ・No. 41の記載と同様	主：労働 副：移動